

議案第 14 号

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 125 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後		改正前	
別表(第9条関係)		別表(第9条関係)	
(1) 橋本市伏原テニスコート		(1) 橋本市学文路スポーツセンター(テニスコート)、橋本市伏原テニスコート	
利用時間	午前 8:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00
使用料	953 円	953 円	1,905 円
(2) 橋本市学文路スポーツセンター(テニスコート)			
利用時間	午前 8:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00
使用料	1,038 円	1,038 円	2,084 円
(3) 略		(2) 略	
(4) 橋本市伏原体育館、橋本市勤労者体育センター、橋本市東家体育館、橋本市学文路スポーツセンター(体育館)		(3) 橋本市伏原体育館、橋本市勤労者体育センター、橋本市東家体育館	
利用時間	午前 8:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00
使用料	953 円	953 円	953 円
施設電気料		施設電気料	
利用時間	午前 8:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00
使用料	477 円	477 円	477 円
(4) 橋本市学文路スポーツセンター(体育館)		(4) 橋本市学文路スポーツセンター(体育館)	
利用時間	午前 8:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00
使用料	1,905 円	1,905 円	1,905 円
施設電気料		施設電気料	

		午前 8:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00
利用時間		1,905 円	1,905 円	1,905 円
使用料				

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。